

## 土岐市地域猫不妊去勢手術費用補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域住民と飼い主のいない猫が共生できるまちづくりを推進するため、地域猫を保護し不妊手術及び去勢手術を行ったものに対し、予算の範囲内において、土岐市地域猫不妊去勢手術費用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、土岐市補助金等交付規則（昭和51年土岐市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫
- (2) 地域猫 飼い主のいない猫のうち、地域において、不妊手術及び去勢手術、給餌、トイレの設置及び排泄物の管理を実施する等、一代限りの命を全うできるよう適正に管理されている猫
- (3) 地域猫活動 前号に規定する地域猫を適正に管理する活動
- (4) 地域猫活動団体 2人以上（別世帯の人に限る。）で構成され、市内在住の構成員が1人以上であって、第3号に規定する地域猫活動を行うことを目的として結成した団体
- (5) 自治会等 市内の自治会又は町若しくは区の全部若しくは一部を単位とする一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
- (6) 不妊手術 獣医師が地域猫に対して行う卵巣又は子宮の摘出手術及び片耳先端にV字型の切れ込みを入れる識別処理（以下「識別処理」という。）を行うことをいう。
- (7) 去勢手術 獣医師が地域猫に対して行う精巣の摘出手術及び識別処理を行うことをいう。

### (交付対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は自治会等及び次条の規定により市に団体登録をした地域猫活動団体とする。

(団体登録)

第4条 補助金の交付を受けようとする地域猫活動団体は、第12条に規定する補助金の交付申請を行う前までに地域猫活動団体登録届出書(別記様式第1号。以下「届出書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、構成員名簿を添付しなければならない。

3 第1項の場合において、土岐市さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)利用取扱要領第4条第1項による地域猫活動団体登録届出書を提出しているときは、届出書を提出したものとみなす。

4 市長は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに登録の可否を決定し、地域猫活動団体登録承認通知書(別記様式第2号)又は地域猫活動団体登録不承認通知書(別記様式第3号)により、当該届出を行った地域猫活動団体に通知するものとする。

(団体登録事項の記載)

第5条 市長は、前条の規定による届出があった場合は、当該届出を行った地域猫活動団体を地域猫活動団体登録簿(別記様式第4号)に記載するものとする。

(団体登録事項の変更)

第6条 登録の決定を受けた地域猫活動団体(以下「登録団体」という。)は、登録事項に変更があったときは、地域猫活動団体登録事項変更届出書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない

(団体登録の廃止)

第7条 登録団体が地域猫活動を終了するときは、地域猫活動団体登録廃止届出書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

(団体登録の取消し)

第8条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該登録を取り消し、地域猫活動団体登録取消通知書(別記様式第7号)により通知するものとする。

(1) 登録団体による地域猫活動の方法が著しく不相当である場合

(2) 登録事項の内容に虚偽が判明した場合

(補助対象事業)

第9条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第2条第6号及び第7号に規定する不妊手術並びに去勢手術（以下「不妊去勢手術」という。）とする。

（補助対象経費）

第10条 補助金の交付の対象となる経費は、不妊去勢手術に要した費用とする。

（補助金の額）

第11条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 不妊手術 1匹につき8,000円

(2) 去勢手術 1匹につき7,000円

（交付申請）

第12条 補助金の交付を受けようとする自治会等及び登録団体は、不妊去勢手術を実施する前に地域猫不妊去勢手術費用補助金交付申請書兼誓約書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請者が登録団体である場合には、猫の返戻承諾書（別記様式第9号）を添付しなければならない。

3 申請者は、補助対象事業実施予定日の属する年度の1月末日までに前項に規定する申請を行わなければならない。ただし、1月末日以前に補助金の交付予定額の合計が当該年度における予算額に達したときは、交付申請の受付を終了するものとする。

（交付決定）

第13条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかにその適否を決定し、補助金を交付する場合にあっては地域猫不妊去勢手術費用補助金交付決定通知書（別記様式第10号）により、補助金を交付しない場合にあっては地域猫不妊去勢手術費用補助金不交付決定通知書（別記様式第11号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（実績報告）

第14条 前条に規定する交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了

の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに地域猫不妊去勢手術費用補助金実績報告書（別記様式第12号）に次に掲げる書類を添付して報告しなければならない。

(1) 不妊去勢手術に係る領収書の写し

(2) その他市長が認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは当該補助金額の額を確定し、地域猫不妊去勢手術費用補助金交付確定通知書（別記様式第13号）により、交付決定者にその旨を通知するものとする。

（交付の請求）

第16条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、地域猫不妊去勢手術費用補助金交付請求書（別記様式第14号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により当該決定を受けたことが判明した場合は、当該決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは当該補助金の返還を命ずることができる。この場合において、補助金の返還を命じられた者は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

（委任）

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。